

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………

……………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………

……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…一

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………

……………（教育指導員審査の実施）……………二

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…四

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

○平成二十七年危険物取扱者保安講習の実施……………

……………（東京消防庁）…六

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

雑報

平成二十六年財務諸表に関する公告……………
（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）…六

告示

●東京都告示第千五百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき八王子市都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子市都市計画公園事業第六・五・一号富士森公園

三 事業施行期間 平成二十七年十月二十九日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 八王子市台町二丁目地内

使用の部分 八王子市台町二丁目地内

●東京都告示第千五百六十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
平成二十七年十月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 商 号 株式会社TFU

二 代表者氏名 代表取締役 李 碩

三 主たる事務所の所在地 台東区東上野三丁目二十一番七号福井ビル二〇一号室

四 免許証番号 東京都知事(1)第九四七四〇号

五 免許年月日 平成二十四年十月二十六日

●東京都告示第千五百六十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年十月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県駿東郡長泉町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十七年十月五日

告示（公）

●東京都公安委員会告示第358号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定に

より次のとおり告示する。

平成27年10月29日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
平成27年11月30日（月曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年11月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年11月5日（木曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

21,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

●東京都公安委員会告示第359号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月29日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
- 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は

普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

- (2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時

平成27年11月30日（月曜日）
時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所

警視庁運転免許本部（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

- (1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、

上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時

平成27年11月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

- (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年11月5日（木曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
イ 写真は、申請書に貼り付けること。
ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,750円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

- (1) 運転免許証

- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会
- 三 代表者の氏名
藤鹿 一之
- 四 主たる事務所の所在地
東京都台東区浅草橋一丁目三十二番六号 コスモス浅草橋酒井ビル
- 五 定款に記載された目的
この法人は、盲ろう者(視覚と聴覚に障害を併せ持つ者)に対して、盲ろう者の福祉を増進する事業を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あだちサポートセンター
- 三 代表者の氏名
大柳 のり子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都足立区竹の塚三丁目十一番三十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国際化時代に対応するため、草の根平和交流と戦争の記憶化と救済、ひろく地域市民を対象にして、高齢者・障害者等の自立を支援するための福祉・介護サービス事業、健康づくり事業及び予防医学事業、子ども・若者・高齢者等の異年齢交流を通じたふれあい事業、生活・教育相談事業、まちづくり推進のための活動参画、調査研究・提言事業、働く人たちを支援するための労働・法律相談、研修事業、地域環境を守るための施設等の整備・保守管理事業、地域安全対策のための巡回パトロール事業等を行うことにより、高齢者・障害者福祉の増進、地域における教育力の形成、地域ネットワークの広がりによる人間関係の構築等を図り、もって、魅力と誇りがもてるまちづくり、コミュニティの形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月十四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

三 代表者の氏名
栗原 弘美

四 主たる事務所の所在地
東京都港区三田三丁目一番五号 第一奈半利川ビル三階

五 定款に記載された目的
この法人は、ひとりひとりが、こころの大切さを知るために、こころの勉強会、相談会、カウンセリング、講演会、各種研修事業、発展途上国への支援を行い、すべての人が幸せで、豊かな人間関係を持ち平和な世界を創ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人経営手法改善研究会
- 三 代表者の氏名
飴谷 聰
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区芝公園三丁目五番八号 機械振興会館
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本工業社会の窮状を救う為に、過去第一線で活躍し現在引退している経験豊富な専門家を再び現役に復帰・糾合し、経営困難に陥っている全ての企業、或いは、現状を打破し更なる発展を望む全ての企業のため

めに、各種経営手法を用いた経営改善指導を行うとともに講演会等の啓蒙活動を不特定多数を対象に行い、日本再生の一助となることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人現代浮世絵文化協議会

三 代表者の氏名

原田 明美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区元赤坂一丁目五番二十一七〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、「地球上の人々」に対して、「教育・道徳・文化」に関する事業を行い、「社会貢献」に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

調布市染地二丁目十五番二 武蔵野市吉祥寺本町一丁目

清瀬市旭が丘三丁目三百四十七番一

三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

清瀬市下宿二丁目四百四十六番一及び同番二

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

小平市大沼町二丁目四百六十九番一並びに同番五及び四百七十一番一の各一部、同番二から同番五まで並びに同番九の一部

杉並区宮前二丁目十五番十三号
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 平塚 寛之
小平市大沼町二丁目三十三番一
西窪 信康

小平市小川町一丁目八百十一番一から同番五まで及び八百三十五番十八

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十七年十月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

前野町ショッピングセンター

二 店舗所在地

板橋区前野町四丁目二十一番二二二番二

三 設置者名

株式会社特殊金属エクセル

四 設置者住所

豊島区目白一丁目四番二十五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

イズミヤ株式会社ほか十九名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

七 変更前の小売業者の住所

大阪府大阪市西成区花園南一丁目四番四号ほか

八 変更後の小売業者の住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

九 変更前の小売業者の代表者名

林 紀男(イズミヤ株式会社)ほか

十 変更後の小売業者の代表者名

岡崎 双一(イオンリテール株式会社)

十一 変更日

平成二十七年十一月十八日

十二 届出日

平成二十七年十月十五日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

平成二十七年十月二十九日から平成二十八年二月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは休む。

平成27年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成27年10月29日

東京都知事 舩 添 要 一

1 講習区分及び受講対象者

- (1) 講習区分 全区分
- (2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

2 講習の実施日時及び実施場所

- (1) 実施日時 平成27年12月7日（月曜日）午後1時から午後5時15分まで
- (2) 実施場所 東京消防庁八王子消防署 八王子市上野町33番地

3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成27年11月2日（月曜日）から同月30日（月曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京

都条例第10号）に定める休日を除く。）

- (2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

4 問合せ先

- (1) 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所
- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請書は、各受付場所にて配布する。

雑 報

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

平成二十六年財務諸表に関する公告

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、平成二十六年地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの財務諸表について、次のとおり公告します。

平成二十七年十月二十九日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

理事長 片 岡 正 俊

貸借対照表
(平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | |
|-------------|--------------|
| 資産の部 | |
| I 固定資産 | |
| 1 有形固定資産 | |
| 土地 | 14,200,000 |
| 建物 | 18,227,640 |
| 減価償却累計額 | △ 3,285,434 |
| 構築物 | 14,942,205 |
| 減価償却累計額 | △ 20,332 |
| 機械装置 | 85,533 |
| 狭小機架計額 | △ 82,339 |
| 車両運搬具 | 22,412 |
| 減価償却累計額 | △ 21,958 |
| 工具器具備品 | 14,793,084 |
| 減価償却累計額 | △ 10,911,460 |
| 図書 | 22,224 |
| 有形固定資産 合計 | 33,177,012 |
| 2 無形固定資産 | |
| 特許権 | 46,400 |
| 特許権区画定 | 83,380 |
| 商標権 | 2,499 |
| 実用新案権 | 977 |
| 意匠権 | 410 |
| 電話加入権 | 680 |
| 無形固定資産 合計 | 134,348 |
| 3 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 200,000 |
| 敷金・保証金 | 149,173 |
| 投資その他の資産 合計 | 349,173 |
| 固定資産 合計 | 33,660,534 |
| II 流動資産 | |
| 1 現金及び預金 | 2,147,004 |
| 2 有価証券 | 100,000 |
| 3 未収入金 | 634,562 |
| 4 たな卸資産 | 15,443 |
| 5 前渡金 | 37 |
| 6 前払費用 | 4,452 |
| 7 未収収益 | 233 |
| 流動資産 合計 | 2,951,734 |
| 資産 合計 | 36,612,268 |

貸借対照表
(平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | |
|------------------------|-------------|
| 負債の部 | |
| I 固定負債 | |
| 1 資産引当負債 | 6,235,696 |
| 資産引当返金交付金 | 91,540 |
| 資産見返補助金等 | 17,620 |
| 資産見返寄附金 | 1,150 |
| 資産見返物品受贈額 | 83,380 |
| 特許権区画定見返寄附金交付金 | |
| 固定負債 合計 | 6,429,388 |
| II 流動負債 | |
| 1 ## | 727,711 |
| 2 ## | 14,168 |
| 3 ## | 1,095,024 |
| 4 ## | 71,742 |
| 5 ## | 25,540 |
| 6 ## | 50,339 |
| 7 ## | 18,062 |
| 流動負債 合計 | 2,002,590 |
| 負債 合計 | 8,431,978 |
| 純資産の部 | |
| I 資本金 | |
| 1 地方公共団体出資金 | 28,051,831 |
| 資本金 合計 | 28,051,831 |
| II 資本剰余金 | |
| 1 資本剰余金 | 1,141,114 |
| 2 損益外減価償却累計額 | △ 2,163,238 |
| 資本剰余金 合計 | △ 1,022,124 |
| III 利益剰余金 | |
| 1 目的積立金 | 432,304 |
| 2 積立金 | 466,663 |
| 3 当期末処分利益 (うち当期総利益) | 251,615 |
| 利益剰余金 合計 | (251,615) |
| 純資産 合計 | 1,150,583 |
| 負債純資産 合計 | 28,180,290 |
| | 36,612,268 |

損益計算書
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常費用 | | | |
| I 業務費 | | 1,726,570 | |
| 1 業務部門人件費 | | 109,054 | |
| 2 賃金等 | | 15,678 | |
| 3 退職給付費用 | | | |
| 4 業務費 | 746,171 | | |
| 業務委託費 | 63,514 | | |
| 備品費 | 302,971 | | |
| 消耗品費 | 290,659 | | |
| 保守管理費 | 1,911,737 | | |
| 減価償却費 | 203,355 | | |
| その他業務費 | | 3,498,410 | |
| II 一般管理費 | | | 5,349,714 |
| 1 役員人件費 | 49,269 | | |
| 2 管理部門人件費 | 616,746 | | |
| 3 賃金等 | 83,335 | | |
| 4 退職給付費用 | 30,112 | | |
| 5 業務費 | 560,058 | | |
| 光熱水料 | 234,724 | | |
| 賃借料 | 302,551 | | |
| 受託管理費 | 257,338 | | |
| 保守管理費 | 246,447 | | |
| 業務委託費 | 349,866 | | |
| 減価償却費 | 242,240 | | |
| その他業務費 | | 2,393,227 | |
| III 財務費用 | | | 3,172,691 |
| 1 支払利息 | | | 6 |
| IV 雑損 | | | 261 |
| 経常費用 合計 | | | 8,522,673 |

3

損益計算書
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | | | |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | | | |
| I 運営費交付金収益 | 4,272,058 | | |
| 1 標準運営費交付金収益 | 304,518 | | |
| 2 特定運営費交付金収益 | | 4,576,577 | |
| II 手数料収益 | | 458,120 | |
| III 使用料収益 | | 210,904 | |
| IV 受講料収益 | | 12,289 | |
| V 指導事業収益 | | 2,254 | |
| VI 受託事業収益 | | | |
| 1 国又は地方公共団体からの受託事業収益 | 965,955 | | |
| 2 国又は地方公共団体以外からの受託事業収益 | 32,287 | 998,242 | |
| VII 外部資金導入研究収益 | | | |
| 1 外部資金導入研究 | 39,507 | | |
| 2 受託研究 | 4,166 | 43,673 | |
| VIII 科学研究費間接経費収益 | | 6,752 | |
| IX 財務収益 | | | |
| 1 預金利息 | | 1,266 | |
| X 雑益 | | 2,786 | |
| XI 資産見返勘定戻入 | | | |
| 1 資産見返運営費交付金戻入 | 2,412,038 | | |
| 2 資産見返補助金等戻入 | 39,401 | | |
| 3 資産見返寄附金戻入 | 5,108 | | |
| 4 資産見返物品受贈額戻入 | 4,365 | 2,460,914 | |
| 経常収益 合計 | | | 8,773,732 |
| 経常利益 | | | 251,109 |
| 臨時損失 | | | |
| I 固定資産除却損 | | | 9,628 |
| 臨時利益 | | | |
| I 固定資産売却益 | | 506 | |
| II 資産見返運営費交付金戻入 | | 1,124 | |
| III 資産見返補助金等戻入 | | 8,503 | |
| IV 資産見返物品受贈額戻入 | | 0 | |
| 当期純利益 | | | 251,615 |
| 当期総利益 | | | 251,615 |

4

キャッシュ・フロー計算書
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | |
|----------------------|-------------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 1 人件費支出 | △ 2,695,806 |
| 2 その他の業務支出 | △ 3,514,364 |
| 3 運営費交付金収入 | 5,277,122 |
| 4 受託収入 | 408,297 |
| 5 手数料収入 | 480,244 |
| 6 その他の事業収入 | 227,364 |
| 7 補助金等収入 | 38,944 |
| 小計 | 201,801 |
| 8 利息及び配当金の受取額 | 1,307 |
| 9 利息の支払額 | △ 7 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 203,101 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 1 定期預金の預入による支出 | △ 300,000 |
| 2 定期預金の払戻による収入 | 550,375 |
| 3 有形固定資産の取得による支出 | △ 780,088 |
| 4 有形固定資産の売却による収入 | 506 |
| 5 無形固定資産の取得による支出 | △ 30,711 |
| 6 投資有価証券の取得による支出 | △ 100,000 |
| 7 投資有価証券の償還による収入 | 100,000 |
| 8 敷金の支出 | △ 1,217 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 561,136 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 1 リース債務の返済による支出 | △ 702 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 702 |
| IV 資金に保る換算差額 | - |
| V 資金減少額 | △ 358,737 |
| VI 資金期首残高 | 2,205,741 |
| VII 資金期末残高 | 1,847,004 |

利益の処分に関する書類

(単位：円)

| | | |
|--|-------------|-------------|
| I 当期未処分利益 | | 251,615,624 |
| 1 当期総利益 | | 251,615,624 |
| II 利益処分額 | | |
| 1 地方独立行政法人法第40条3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額 | | |
| (1) 中小企業支援・研究開発の資質向上及び 組織運営・施設・設備の改善目的積立金 | 198,464,899 | |
| 2 積立金 (地方独立行政法人法第40条1項) | 53,150,725 | 251,615,624 |

行政サービス実施コスト計算書
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：千円)

| | | |
|--|-----------|-------------|
| I 業務費用 | | |
| 1 損益計算書上の費用 | | |
| (1) 業務費 | 5,349,714 | |
| (2) 一般管理費 | 3,172,691 | |
| (3) 財務費用 | 6 | |
| (4) 雑損 | 261 | |
| (5) 臨時損失 | 9,628 | 8,532,301 |
| 2 (控除) 自己収入等 | | |
| (1) 手数料収益 | △ 458,120 | |
| (2) 使用料収益 | △ 210,904 | |
| (3) 受贈料収益 | △ 12,289 | |
| (4) 指導事業収益 | △ 2,254 | |
| (5) 受託事業収益 | △ 998,242 | |
| (6) 外部資金借入研究収益 | △ 43,673 | |
| (7) 財務収益 | △ 1,266 | |
| (8) 雑益 | △ 2,786 | |
| (9) 資産見返寄附金戻入 | △ 5,108 | △ 1,734,645 |
| 業務費用 合計 | | 6,797,655 |
| II 損益外減価償却相当額 | | 677,939 |
| III 引当外貸与増加見積額 | | 16,718 |
| IV 引当外退職給付増加見積額 | | 21,039 |
| V 機会費用 | | |
| 1 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | 382,480 | 494,638 |
| 2 地方公共団体出資の機会費用 | 112,207 | |
| VI 行政サービス実施コスト | | 8,008,041 |

(重要な会計方針)

- 1 運営費交付金等交付金については期間進行基準を、特定運営費交付金については費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産

| | |
|--------|---------|
| 建物 | 15年～50年 |
| 構築物 | 10年～50年 |
| 工具器具備品 | 4年～15年 |
| 機械装置 | 2年～12年 |
| 車両運搬具 | 4年 |

 特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準 第8.5)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。
 - (2) 無形固定資産
 定額法を採用しております。耐用年数は法人税法上の耐用年数を基準としていますが、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)で償却を実施しております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
 退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。また、行政サービス実施コスト計算書における引当外貸与増加見積額は、当事業年度末に在籍する従業員については、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末の退職給付見積額相当額を控除して計算しております。
 - (2) 貸与に係る引当金及び見積額の計上基準
 貸与については翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、貸与に係る引当金は計上しておりません。なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外貸与増加見積額は、当事業年度末の見積額を計上しております。
 - 4 有価証券の評価基準及び評価方法
 換期保有目的債券(定額法)
 - 5 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 (1) 貯蔵品(庫組)
先入先出法による低価法を採用しております。
(2) 実物消滅品(薬品)
個別法による低価法を採用しております。
 - 6 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用
1) 東京都行政財産使用条例に基づき使用料を算定しております。
2) 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令に基づき無償貸与された機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき判定された耐用年数による減価償却費相当額を算定しております。
(2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
決算日における新築10年国債の利回りである0.400%で計算しております。
 - 7 リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によりしております。
 - 8 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によりしております。
 - 9 財務諸表及び附属明細書の表示単位
千円未満切り捨てにより表示しております。

(注記事項)

1 貸借対照表関係
 (1) 貸借対照表から充当されるべき退職給付見積額は上記金額から除いております。(1,435,005千円)
 (2) 退職費交付金から充当されるべき貸与見積額 160,289千円

2 キヤノン・エフエムローカル事業関係
 (1) 資金の期末残高の貸借対照表表示科目別の内訳
 平成27年3月31日
 現金及び預金 2,147,004千円
 定期預金 2,300,000千円
 資金期末残高 4,447,004千円

3 行旅サービス実施コスト計算関係
 (1) 引当外費と増加見積額の中には、東京都からの派遣職員に係るものが△484千円
 (2) 引当外費と増加見積額の中には、東京都からの派遣職員に係るものが△17,566千円
 含まれております。

(3) 各子会社の規模については以下のとおりであります。
 本部 出資財産
 埼玉支所 東京都行政財産の使用許可(無償)
 埼玉支所 東京都行政財産の使用許可(無償)
 埼玉支所 東京都行政財産の使用許可(無償)
 多摩センター支所 東京都行政財産の使用許可(無償)
 多摩センター支所 東京都行政財産の使用許可(無償)

4 減損会計関係
 認識事項はありません。

5 資産除去債務関係
 (1) 運用支所
 国際センタービルとセンタービルとの賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、退去時における原状回復の費用は予定された金額を超過して発生することはありません。

(2) 多摩センタービルとセンタービルとの賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、退去時における原状回復の費用は予定された金額を超過して発生することはありません。

(3) 東京都との賃貸借契約及び行政財産使用許可に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、退去時における原状回復の費用は予定された金額を超過して発生することはありません。

6 重要な債務負担行為
 認識事項はありません。

7 金融商品関係

(1) 当法人は、資産運用については地方独立行政法人法第38条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び投資信託(債券)等に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
 期末日における貸借対照表金額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 (単位:千円)

| | 貸借対照表計上額(注1) | 時価(注2) | 差額(注3) |
|------------|--------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 2,147,004 | 2,147,004 | - |
| (2) 有価証券 | 100,000 | 99,922 | △77 |
| (3) 投資有価証券 | 200,000 | 199,835 | △164 |
| (4) 未収入金 | 694,892 | 694,892 | - |
| (5) 未払金 | (1,035,024) | (1,035,024) | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に上っております。
- (2) 有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 投資有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 未収入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に上っております。
- (5) 未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に上っております。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細

(単位:千円)

| 資産の種類 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 差引 当期末残高 | 摘要 |
|--------------------|------------|------------|---------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | | 当期償却額 | | | |
| 有形固定資産 (償却費損益内) | 建築物 | 4,510,006 | - | 897 | 4,509,109 | 1,621,057 | 393,465 | 2,886,051 |
| | 構築物 | 71,010 | - | - | 71,010 | 5,325 | 1,420 | 65,684 |
| | 機械装置 | 86,194 | - | 661 | 85,533 | 82,339 | 3,239 | 3,193 |
| | 車両運搬具 | 22,412 | - | - | 22,412 | 21,958 | 4,110 | 454 |
| | 工具器具備品 | 13,599,808 | 473,198 | 329,269 | 13,743,738 | 10,427,605 | 2,047,416 | 3,316,132 |
| | 図書 | 19,008 | 3,251 | 35 | 22,224 | - | - | 22,224 |
| 計 | 18,308,441 | 476,450 | 330,863 | 18,454,027 | 12,158,286 | 2,449,652 | 6,295,741 | |
| 有形固定資産 (償却費損益外) | 建築物 | 13,561,709 | 56,822 | - | 13,718,531 | 1,664,377 | 528,832 | 12,054,153 |
| | 構築物 | 76,633 | - | - | 76,633 | 15,006 | 4,739 | 61,626 |
| | 工具器具備品 | 606,005 | 443,340 | - | 1,049,345 | 483,855 | 144,368 | 565,490 |
| | 計 | 14,344,347 | 500,162 | - | 14,844,519 | 2,163,238 | 677,939 | 12,681,271 |
| 非償却資産 | 土地 | 14,200,000 | - | - | 14,200,000 | - | - | 14,200,000 |
| | 計 | 14,200,000 | - | - | 14,200,000 | - | - | 14,200,000 |
| 有形固定資産 合計 | 土地 | 14,200,000 | - | - | 14,200,000 | - | - | 14,200,000 |
| | 建築物 | 18,171,715 | 56,822 | 897 | 18,227,640 | 3,285,434 | 922,298 | 14,942,205 |
| | 構築物 | 147,643 | - | - | 147,643 | 20,332 | 6,159 | 127,310 |
| | 機械装置 | 86,194 | - | 661 | 85,533 | 82,339 | 3,239 | 3,193 |
| | 車両運搬具 | 22,412 | - | - | 22,412 | 21,958 | 4,110 | 454 |
| | 工具器具備品 | 14,205,814 | 916,538 | 329,269 | 14,793,084 | 10,911,460 | 2,191,784 | 3,881,623注1 |
| | 図書 | 19,008 | 3,251 | 35 | 22,224 | - | - | 22,224 |
| 計 | 46,852,788 | 976,613 | 330,863 | 47,498,538 | 14,321,525 | 3,127,592 | 33,177,012 | |
| 無形固定資産 | 特許権 | 47,385 | 21,312 | 778 | 67,919 | 21,519 | 6,847 | 46,400 |
| | 特許権仮勘定 | 76,205 | 31,824 | 24,649 | 83,380 | - | - | 83,380 |
| | 商標権 | 402 | 2,445 | - | 2,848 | 349 | 247 | 2,499 |
| | 実用新案権 | 1,067 | 619 | - | 1,686 | 709 | 225 | 977 |
| | 意匠権 | 362 | 271 | - | 634 | 223 | 107 | 410 |
| | 電話加入権 | 680 | - | - | 680 | - | - | 680 |
| | ソフトウェア | 106,622 | - | - | 106,622 | 106,622 | 4,524 | - |
| | 計 | 232,727 | 56,474 | 25,428 | 263,773 | 129,425 | 11,951 | 134,348 |

| | | | | | | | | |
|--------------|--------|------------|-----------|---------|------------|------------|-----------|------------|
| 投資その他の 資産 | 投資有価証券 | 200,000 | 100,000 | 100,000 | 200,000 | - | - | 200,000 |
| | 敷金・保証金 | 147,955 | 1,217 | - | 149,173 | - | - | 149,173 |
| | 計 | 347,955 | 101,217 | 100,000 | 349,173 | - | - | 349,173 |
| 固定資産 | 合計 | 47,433,471 | 1,134,305 | 456,292 | 48,111,484 | 14,450,950 | 3,139,544 | 33,660,534 |

(注1) 当期増加額は、資産の取得等によるものであり、主なものは、次のとおりです。

| | | |
|--------|----------------|-----------|
| 工具器具備品 | 金属粉末積層造形システム | 138,340千円 |
| | 3Dプリンタシステム | 69,282千円 |
| | 二重収束型ICP質量分析装置 | 60,388千円 |
| | 三次元座標測定機 | 59,292千円 |
| | 溶融積層造形装置 | 42,012千円 |
| | 非接触式三次元計測機 | 38,610千円 |

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

| 種類 | 期首残高 | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|-------|--------|------------|-----|-------|-----|--------|----|
| | | 当期購入・製造・振替 | その他 | 払出・振替 | その他 | | |
| 実験用試薬 | 12,715 | 3,630 | - | 6,902 | - | 15,443 | |

(3) 有価証券の明細

(3)-1 流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

| 満期保有目的債券 | 種類及び銘柄 | 取得価額 | 券面総額 | 貸借対照表計上額 | 当期費用に含まれた評価差額 | 摘要 |
|----------|--------|---------|---------|----------|---------------|----|
| | | | | | | |
| 計 | | 100,000 | 100,000 | 100,000 | - | |

(3)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

| 満期保有目的債券 | 種類及び銘柄 | 取得価額 | 券面総額 | 貸借対照表計上額 | 当期費用に含まれた評価差額 | 摘要 |
|----------------|---------|---------|---------|----------|---------------|----|
| | | | | | | |
| 東京グローバル都市債券第1回 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | - | | |
| 計 | | 200,000 | 200,000 | 200,000 | - | |

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|------------|-------------|-----------|-------|-------------|------------|
| | | | | | |
| 計 | 28,051,831 | - | - | 28,051,831 | |
| 資本剰余金 | 640,951 | 500,162 | - | 1,141,114 | 特定の債権資産の取得 |
| 計 | 640,951 | 500,162 | - | 1,141,114 | |
| 損益外減価償却累計額 | △ 1,485,298 | △ 677,939 | - | △ 2,163,238 | |
| 差引計 | △ 844,347 | △ 177,777 | - | △ 1,022,124 | |

(10) 積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)-1 積立金の明細

(単位：千円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---|
| 前中期目標期間繰越積立金 | 413,883 | - | 413,883 | - | 減少理由：平成26年度機器整備による固定資産取得額の取崩 |
| 中小企業支援・研究開発の資向上及び組織運営・施設・整備の改善目的積立金 | 310,733 | 207,849 | 86,278 | 432,304 | 増加理由：平成25年度の利益処分によるもの 減少理由：平成26年度機器整備による固定資産取得額の取崩 |
| 積立金 | 466,610 | 552 | - | 466,663 | 増加理由：平成25年度の利益処分によるもの |

(10)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 摘要 |
|--|---------|----|
| 前中期目標期間繰越積立金 | 413,883 | 注1 |
| その他 中小企業支援・研究開発の資向上及び組織運営・施設・整備の改善目的積立金 | 86,278 | 注1 |
| 計 | 500,162 | |

注1 資産の取得によるものであります。

(11) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(単位：千円)

(11)-1 運営費交付金債務の増減の明細

| 交付年度 | 期首残高 | 交付金 当期交付額 | 当期振替額 | | | | 期末残高 | |
|--------|---------|--------------|-----------|------------|----------------|---------------|-----------|---------|
| | | | 運営費交付金収益 | 貸借見返運営費交付金 | 特許権仮勘定見返運営費交付金 | 建設仮勘定見返運営費交付金 | | 資本剰余金 |
| 平成23年度 | 232,195 | - | 13,905 | - | - | - | 13,905 | 218,289 |
| 平成24年度 | 63,867 | - | - | - | - | - | - | 63,867 |
| 平成25年度 | 223,942 | - | 104,654 | - | - | - | 104,654 | 119,288 |
| 平成26年度 | - | 5,277,122 | 4,438,017 | 461,013 | 31,824 | - | 4,950,856 | 329,255 |
| 合計 | 520,005 | 5,277,122 | 4,576,577 | 461,013 | 31,824 | - | 5,069,415 | 727,711 |

(11)-2 運営費交付金債務の当期振替額等の明細

(単位：千円)

| 業務等区分 | 運営費交付金収益 | 貸借見返運営費交付金 | 特許権仮勘定見返運営費交付金 | 建設仮勘定見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 合計 |
|--------|----------|------------|----------------|---------------|-------|--------|
| | | | | | | |
| 費用進行基準 | 13,905 | - | - | - | - | 13,905 |
| 合計 | 13,905 | - | - | - | - | 13,905 |

2 平成24年度交付分

(単位：千円)

| 業務等区分 | 運営費交付金収益 | 貸借見返運営費交付金 | 特許権仮勘定見返運営費交付金 | 建設仮勘定見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 合計 |
|--------|----------|------------|----------------|---------------|-------|----|
| | | | | | | |
| 費用進行基準 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - | - | - |

3 平成25年度交付分

(単位：千円)

| 業務等区分 | 運営費交付金収益 | 貸借見返運営費交付金 | 特許権仮勘定見返運営費交付金 | 建設仮勘定見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 合計 |
|--------|----------|------------|----------------|---------------|-------|---------|
| | | | | | | |
| 費用進行基準 | 104,654 | - | - | - | - | 104,654 |
| 合計 | 104,654 | - | - | - | - | 104,654 |

4 平成26年度交付分

(単位：千円)

| 業務等区分 | 運営費交付金収益 | 貸借見返運営費交付金 | 特許権仮勘定見返運営費交付金 | 建設仮勘定見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 合計 |
|--------|-----------|------------|----------------|---------------|-------|-----------|
| | | | | | | |
| 費用進行基準 | 185,959 | - | - | - | - | 185,959 |
| 合計 | 4,458,017 | 461,013 | 31,824 | - | - | 4,950,856 |

(12) 運営費交付金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細

該当事項はありません。

(13) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

| 区分 | 報酬又は給与 | | 退職給付 | |
|----|------------------------|-------------|---------------|----------|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | (311) 44,218 | (1) 3 | (-) - | (-) - |
| 職員 | (104,541) 1,935,952 | (38) 285 | (-) 45,791 | (-) 6 |
| 合計 | (104,852) 1,980,170 | (39) 288 | (-) 45,791 | (-) 6 |

注)1. 役員に対する報酬等の基準及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準は以下の諸規程に基づいています。

- ①地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員給与規程
- ②地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員退職手当規程
- ③地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員給与規程
- ④地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員退職手当規程
- ⑤地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員給与規程
- ⑥地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員退職手当規程
- ⑦地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ職員給与規程

- 注)2. 支給人員は、年間平均支給人員数を記載しています。
- 注)3. ()は非常勤の役員に対する支給額及び人数を外数で記載しています。
- 注)4. 上記明細は給与、賞与、諸手当の合計額で、法定福利費は含まれていません。
- 注)5. 上記明細には人材派遣及び臨時職員に係る人件費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

| | 技術支援 | 製品開発支援 | 研究開発 | 産業サービス | 法人共通 | その他 | 総計 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| 事業費用 | 2,679,982 | 1,019,067 | 1,734,045 | 1,082,630 | 1,084,063 | 922,882 | 8,522,673 |
| 人件費 | 794,350 | 201,659 | 529,451 | 436,951 | 649,115 | 19,240 | 2,630,768 |
| 業務費 | 1,885,581 | 817,402 | 1,204,594 | 645,651 | 434,765 | 903,642 | 5,891,637 |
| 財務費用 | 6 | - | - | - | - | - | 6 |
| 雑損 | 44 | 5 | - | 28 | 182 | - | 261 |
| 事業収益 | 2,969,883 | 1,187,704 | 1,622,727 | 1,051,130 | 995,210 | 947,125 | 8,773,782 |
| 標準運営費交付金収益 | 1,310,081 | 462,640 | 871,651 | 816,067 | 811,616 | - | 4,272,068 |
| 特定運営費交付金収益 | 92,838 | 23,040 | 60,833 | 48,723 | 60,571 | 18,711 | 304,518 |
| 手数料収益 | 442,386 | 15,733 | - | - | - | - | 458,120 |
| 使用料収益 | - | 207,573 | - | 474 | 2,856 | - | 210,904 |
| 受講料収益 | - | - | - | 12,289 | - | - | 12,289 |
| 指導事業収益 | 2,254 | - | - | - | - | - | 2,254 |
| 受託事業収益 | - | - | 17,992 | 51,835 | - | 928,414 | 998,242 |
| 外部資金導入研究収益 | - | - | 43,673 | - | - | - | 43,673 |
| 科研究間接経費収益 | - | - | 6,752 | - | - | - | 6,752 |
| 財務収益 | - | - | - | - | 1,266 | - | 1,266 |
| 雑益 | 1 | - | - | - | 2,785 | - | 2,786 |
| 資産見返勘定戻入 | 1,122,321 | 478,717 | 622,022 | 121,739 | 116,113 | - | 2,460,914 |
| 事業損益 | 289,900 | 168,637 | △ 111,318 | △ 31,499 | △ 88,853 | 24,242 | 251,109 |
| 総資産 | 2,190,454 | 1,310,010 | 1,023,035 | 265,192 | 31,749,037 | 74,538 | 36,612,268 |
| 固定資産 | 1,941,690 | 1,216,702 | 895,550 | 182,613 | 29,423,847 | 130 | 33,660,534 |
| 流動資産 | 248,763 | 93,308 | 127,484 | 82,579 | 2,325,189 | 74,408 | 2,951,734 |

- 注) 1. セグメント区分については、「技術支援」・「製品開発支援」・「研究開発」・「産業サービス」・「法人共通」・「その他」をセグメント区分として表示しています。
- 2. 損益外減価償却相当額のセグメント内訳

| | 技術支援 | 製品開発支援 | 研究開発 | 産業サービス | 法人共通 | その他 | 総計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|---------|
| (単位：千円) | 45,065 | 56,008 | 15,636 | - | 561,229 | - | 677,939 |
- 3. 引当外賞与増加見積額のセグメント別内訳

| | 技術支援 | 製品開発支援 | 研究開発 | 産業サービス | 法人共通 | その他 | 総計 |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|--------|
| (単位：千円) | 5,047 | 1,281 | 3,364 | 2,776 | 4,125 | 122 | 16,718 |
- 4. 引当外退職給付増加見積額のセグメント別内訳

| | 技術支援 | 製品開発支援 | 研究開発 | 産業サービス | 法人共通 | その他 | 総計 |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-----|--------|
| (単位：千円) | 6,352 | 1,612 | 4,234 | 3,494 | 5,191 | 153 | 21,039 |

(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(15)－1 現金及び預金の明細

(単位：千円)

| 区分 | 金額 |
|----|-----------|
| 現金 | 1,245 |
| 預金 | 2,145,758 |
| 合計 | 2,147,004 |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。